

Title	「六諭衍義大意前史」：六諭衍義の成立と、その日本伝来について
Sub Title	Prehistory of Rikuyu-Engi-Taii : the formation of Rikuyu-Engi and its introduction intoJapan
Author	角田, 多加雄(Sumida, Takao)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1984
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.24 (1984.) ,p.87- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000024-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「六諭衍義大意前史」

——六諭衍義の成立と、その日本伝来について——

Prehistory of Rikuyu-Engi-Taii

——The formation of Rikuyu-Engi and its introduction into Japan——

角 田 多 加 雄
Takao Sumida

In the Ming dynasty, Rikuyu (liu yu, six admonitions) came into existence in order to indoctrinate the people with moral lessons. It got power not only in China, but also in feudalistic East Asian countries, Korea and Japan.

And Rikuyu was introduced into Japan by the Okinawan Confucianist Tei-Jun-Soku (Cheng shung ze) in 18th century. In Japan, Confucianist Muro-Kyūsō translated Rikuyu into Japanese and Shōgun Tokugawa Yoshimune published it. So-called Rikuyu-Engi-Taii was prevailed very widely throughout Japan in the Edo era and used as a textbook at Terakoya.

まえがき

六諭衍義大意とは「孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子孫、各安生理、毋作非為」の六条目、すなわち六諭について敷衍して書かれた民衆教化用の教科書であり、江戸時代中期以降夥しい普及をみせたものである。この六諭衍義大意については、これまでに東恩納寛惇氏による膨大な研究¹⁾があり、また日本における民衆の教育史について書かれるときにはかかせないものであったが、その伝来についてあてらためて述べておくことは、次の二点において意義があると思われる。

1) 六諭は中国明代に起源をもち、清代半ばまで力をもっていた民衆の徳目であった。(清代後半においても、その内容及び形式は聖諭十六条となって引きつがれた。)のみならず、一方で琉球から日本に伝わり、日本の封建制度の維持存続において重要な役割をはたした。他方、直接に朝鮮にも入り、ここでも郷村における民衆教化の役割をはたすのである²⁾。つまり、この六諭はいわば東アジアの封建制度、すなわち儒教的文化圏のなかで一定の意義を見出されるわけであり、そこに特定の地域をこえた六諭の教育史的役割の存在が考えられうるのである。

2) 六諭は日本において民衆にわかりやすい形で夥しい普及をみせたが、徳目の教化という形態において、それが政権による民衆教化政策のなかで出てきたということ。また、それが明治末年に至るまで³⁾さまざまに形を変え刊行されたということ。さらに六諭という形式が、近代的教育体制のなかでの教育勅語などの形式にヒントを与えたのではないかと考えられる点があること⁴⁾。これらの点により、日本における六諭の出発点を確認するという作業は、近代公教育史の一つの源を発見するということをも含みうるものではないかと考えられる。

以上の点を考慮に入れつつ、以下の考察をすすめていくことにしたい。

六諭の成立

初めて六諭の六条が成立するのは明太祖朱元璋が、洪武三十一年(1398)三月に頒布した教民榜文においてである。明代初期の農村(郷村)統治制度は里甲制であったが、里甲制とは「単なる税役徴収のための村落組織ではなく、同時にその条件として、在地の再生産過程を維持するための共同体的機能に關与した」⁵⁾のものであった。この第二の役割をにやうために里老人がおかれた。教民榜文とはこの里老人の任務を規定したものであった。そ

第一表 六諭衍義年表

	明 洪 武 三十一年	1398	三月、明太祖教民榜文を頒布
	万 曆 十 六 年	1588	沈鯉らの上疏（このころ一時的に六諭が復活する。）
	清 順 治 九 年	1652	二月、清世祖順治帝六諭臥碑文を頒布 会稽范鉉六諭衍義を刊行
	?		
	康 熙 二十二年	1683	程順則福州において、竺天植机上の六諭衍義を発見
	康 熙 四十七年	1708	程順則福州柔遠駅において六諭衍義を覆刻す
正徳五年		1715	程順則ら、六諭衍義を島津氏に献上
享保四年		1719	島津吉貴六諭衍義を幕府に献上

の規定内容は、里内の軽微な裁判、里内の教化、勸農、水利管理、相互扶助等であり、六諭は教民榜文全体四十一條のうちの一に収められたものであった。

毎郷毎里。各置木鐸一箇。於本里内選年老或殘疾不能理事之人。或瞽目者。令小兒牽引。持鐸循行本里如本里内無此等之人。於別里内選取。俱令直言叫喚。使衆聞知。勸其為善。毋犯刑憲。其詞曰。孝順父母。尊敬長上。和睦郷里。教訓子孫。各安生理。毋作非為。如此者每月六次。其持鐸之人。秋成之時。本郷本里内。衆人隨其多寡。資助糧食。如郷村人民住居四散竄遠。每一甲内置木鐸一箇。易為伝喚。⁶⁾

これによれば、六諭の各条を、里内の老人か、殘疾者か、瞽者が、毎月六回、木鐸をならし、里内を巡り唱えるべく規定されている。

ところで、六諭が六諭として成立するまでには、教民榜文以前にさらにその原型ともいえるものが存在したのである。その一つは元末至正二十二年（1362）正月に朱元璋が民衆に下した次のような教訓である。

各事本業毋游惰、毋作非為以陷刑辟、毋交結權貴以擾害善良、各保父母妻子為吾良民⁷⁾。

さらに政權獲得以後の洪武三年（1370）二月に下した、毋凌弱、毋吞貧、毋虐小母欺老、孝敬父兄、和睦親族、周給貧乏、遜順郷里⁸⁾。

といった教訓がある。これらの教訓が形を変えながら発展し、しだいに一定の形式をとるようになってくるのであり、その完成形態が教民榜文における六諭であろうと思われる。さて、里甲制及び里老人にその普及をおっていた教民榜文における六諭は、明の国家権力が動揺し、弛緩するにつれてその強制力が衰退していくのは当然であり、宣徳（1426-1435）ごろまでには、ほとんどその機能を喪失した⁹⁾。

ところが明も末に近い万曆期（1573-1620）にはいると、一時的に六諭が復活するという事態が生じる。まず礼部志稿卷四十五におさめられている万曆十六年（1588）九月頃になされた礼部尚書沈鯉らの上疏において、

一聖訓六言、勸化民俗而設木鐸、徇於道路、則所以提撕警覺之也。近年以来、此舉久廢合無行、令各掌印官查復舊制、于城市坊廂郷村集店、量設木鐸老人、免其差役、使朝暮宣諭聖訓、伏乞聖裁¹⁰⁾。

と述べられており、また郷約（同郷の人がともに守るように定めた規約）においても六諭を取り入れるべく、

一郷約之設、所以訓民、即古道德齊礼之遺意也。為有司者能鼓舞、有術民未有不勸於善者、宜於所轄地方酌量道里、遠近隨庵觀亭館之便、置郷約所、以皇祖聖訓

大明律例、著為簡明、條示刊布其中、即于本里擇衆所推服者一二人、以為約長、使其督率里衆、勸勉為善、掌印佐貳教官、倣古巡行阡陌之意、每月一次、分投各所、集衆前來聽講聖訓律例、使各家諭戶曉講畢仍令約長舉報本里為善為惡之人、乃曾改過自新、怙終不悛者而質于衆、果無異同、隨即登記簿籍、分別懲勸如果年高有德者、或旌以扁額、或免其雜役、或申准合千上司給与冠帶榮身、以示鼓舞、伏乞聖裁¹¹⁾。

と述べられている。この上疏をうけ、一方では本来の里老人、そして明代後期において民衆の間から生まれ、里甲制にとってかわるほどの力をもった郷約においても六諭が強調されたようである。

また明代においては、家訓という形での教育も重要視されていたが、永嘉県志によれば、嘉靖（1522-1566）の進士項喬項（甌東）がこのころ家訓のなかに六諭を取り入れていたことがわかる。

伏読我太祖高皇帝曰、孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子孫、各安生理、毋作非為。這訓辭六句切於綱常倫理日用常行之、實使人能遵守之、便是孔夫子見生使箇、箇人能遵守之、便是堯舜之治、謹做王公恕、解説參之俗習、附以己意、読与我族衆人家大家遵守¹²⁾。

このあと六諭各条の解説が続くわけであるが、この前文によると、以然にも王公恕による解説があったようである。（今後、さらに里甲制弱体化ののち万曆期までの六諭の行方が検討されなければならない。）

とはいえ、明末清初の政治的混乱のなかでは、こうした六諭の全面的復活も長続きせず、その状況は清初に出た范鉉の六諭衍義の自序において次のように述べられて

いる。

向能遍遐陬者有，老人木鐸於閭里，所以設立鄉約長，任至重也，近来設所寥寥，即設亦未能遍及於鄉村，何況未得其人，未專其職，甚而積弊，苦不堪言，焉得勝任而愉快耶，倘得其人，專其職於化導勸諭之事，則又何難之有，雖然六論之講，木鐸之設皆当事者之任，非余所可言者，余恐窮鄉僻壤，長幼男婦，竟不知有此等紀綱法度，余因是急思編刻六論衍義¹⁹⁾

ここに出てくる老人木鐸とは、教民榜文などにも出てきたものだが、洪武三十年(1396)に設けられた木鐸老人のことで、明代においては里老人と同じものと考えられ、とくは六論の各条を、木鐸、すなわち木の舌をつけた大鈴をならしながら里内を巡り唱える役をになった。

清初における六論衍義の成立

では、明末万暦の一時的な復活をみたあと、再び衰退にむかった六論は、清代にはいかなる展開をみせたのだろうか。まず注目されるのは順治九年(1659)、世祖順治帝が頒布した六論臥碑文である。この臥碑文がどの程度国内に広まったかは明らかではないが、欽定学政全書によれば、臥碑文に対して、順治十六年(1659)に『設立郷約、申明六論』といった議准文なども出されているのである¹⁴⁾(もっとも、この臥碑文も順治帝が独自に始めたものというわけではなく、すでにやはり万暦期において現われていたようである¹⁵⁾)。

さて、清初においてももう一つ注目すべきことは、范鉉版六論衍義の成立であろう。先に明末において六論についてのいくつかの解説が存在していたことは述べておいたが、この六論衍義は、そうした基盤の上に、順治帝による六論普及政策のなかで生まれたものである。大村興道氏は、この范鉉版六論衍義の成立の時期を、順治九年(1652)から康熙八年(1669)までの間とみているが¹⁶⁾、范鉉という人物については明らかになっていない。だがいずれにせよ、先に引用した序文からみて、この范鉉という人物は、何らかの形で民間において民衆教化にあっていた人物と考えられる。

ともあれ、この范鉉版六論衍義こそが、後に琉球をへて日本に伝わったものであり、今後、范鉉という人物とともにこの六論衍義は中国教育史上、どのような役割をはたしたのかがさらに検討されなければならない。

中国から琉球へ

清初において一定の展開をみせていた六論は次に琉球

に渡ることになる。ここで程順則(1663-1734)という人物に注目する必要がある。名護龍文ともいい、程順則は唐名であるが、琉球において掌典官、通訳官として清との交渉において活躍するとともに、琉球の漢文学、郷党教育のためにつくした朱子学者でもあり、詩人でもあった人物である¹⁷⁾。この程順則は生涯に四度中国(福州)へ留学したが、その第一回目の留学のとき(1683年)、師であった儒者竺天植(鏡筠)の机上に前述の范鉉版六論衍義を発見した。その時の事情は程順則が後に出版した六論衍義への竺天植の序に出ている。

憶甲子春余案上有六論衍義一卷，程子繙閱再三，以為是書詞簡義深言，近指遠不獨可以挽頹風而歸淳放，抑可以教子弟而通正音，因請余授而藏焉¹⁸⁾

この時六論衍義に感動した程順則はその四回目の留学のとき(1708年)、ついに福州にて覆刻出版するに至ったのである。その出版の目的は、程順則自身の跋で次のように書かれている。

予必為之，重梓之者，蓋以五方風氣迥殊，語言各別，普天率土共準正音，琉球孤懸溟渤之外，土語鄉談較之海內尤異之異，惟是世受皇恩，入都貢獻往返万有余里，其問津吏之間，答貢務之諮詢，不解正音，有扣莫應，如江河之不流血氣之，不運母乃不學者之過耶，抑亦無術以導之之故也，導之者其惟讀書乎，然六經四書多微言奧旨，祇可自喻之於心，何能日宣之於口，惟是編字字是大道理，却字字是口頭話，男女老幼莫不聞而知之，教者省力，學者易曉導之，之術莫有善於此者，雖然更有說稗官野史，皆里巷常談，然無閔風俗，無補人心，不如此書既以學正音，兼可以通義理，有明心之樂，無梗耳之言，一舉兩得予所以重梓而傳之，俾國中俊秀，可備貢使之選者，日而講，月而熟，他年答，津吏而諮貢務語，語正音流以似江河，運若血氣，是則予之所厚望也¹⁹⁾

つまり、程順則は、この六論衍義を道徳的教化のためのみならず、中国語の学習のために用いようとしたのである。その中国語の学習というのは清と通交のためのものであった。しかも、その際、経書の類では学習には多少困難であるため、俗語なども多くとり入れている六論衍義のほうがよいと考えらるのである。

さて琉球において、程順則が六論衍義を刊行した前後の時期というのは、民衆の教育史上非常に重要な時期であった。一六七四年には聖廟が、また一七一八年には、程順則の建議により明倫堂が建てられ、まさに琉球における公教育の歴史がスタートしようとしていた。

そうしたなかで、この六論衍義は琉球においても民衆

教化用の教科書として使用された。とりわけ寺子屋的民衆教育の場である筆算稽古所において、素読、講談に使われたことは注目される²⁰⁾。

日本への伝来

ところで琉球は慶長十四年(1609)の島津家久による武力討伐以来、政治的に島津氏に従属させられていた。そして將軍襲職の際には賀慶使を、琉球王即位の時には恩謝使を参府させ將軍に謁見させるという、琉球側でいう「江戸上り」は直接交渉をもつことがなかった幕府に対する儀礼的行事であるとともに、島津氏の琉球領有を誇示するための場でもあった。この江戸上りは慶長十五年(1610)にはじめられ、嘉永三年(1850)まで十九回行なわれたが²¹⁾、そのうちの正徳四年(1714)のものがこの六論衍義伝来上注目される。島津国史によると、このときの賀慶使恩謝使の一行総勢百六十人は九月九日鹿兒島につき、十一月二十六日江戸についた。そして十二月二十一日江戸を出発し、翌年二月二十一日鹿兒島に再び到着した。島津国史によるとこのときの事情は次のように述べられている。

二月二十一日。琉球二王子至鹿兒島。……初林麟焔之至琉球也。……国人以詩文相就正。都通事程順則在其列。其後順則以貢使如北京。使旋。袁其道里往来所著雪堂燕遊草一卷。介榕城人。請序于麟焔。麟焔序而称之。……二王子之使江戸也。順則以典翰史從。公使西師木村探元就問順則。写其往来北京道中勝景古跡。且命順則書其詩於上。題目雪堂燕遊図。以備清元。公老。以付書院局。使裝潢而去之。……順則嘗得六論衍義於瓊江竺天植鏡筠氏而還。刊布國中。……又以獻縣官²²⁾。

これによると、この正徳四年の江戸上りの際に、六論衍義が島津氏に献じられたことになる。そしてここに出てくる順則とは、言うまでもなく先に述べた程順則のことである。程順則はこのとき典翰使として加わっていた。おもしろいことにこのとき、後に六論衍義に訓点をつけることになる荻生徂徠とも会談の機会を得るのだが²³⁾、六論衍義の話がでたかどうかは明らかでない。さて、このとき島津氏に献じられた程順則版(すなわち范鋳版)六論衍義が五年後の享保四年、島津吉貴が將軍吉宗に清国の事情について尋ねられたおり、將軍にさし出されることになるのである。通航一覧には次のように出ている。

享保己亥年三月、松平島津中将吉貴より、清朝の政令及び風俗等の書付をたてまつる。この事先に仰の旨あるによりてなり、

享保四亥年三月、中華の儀に付申上候覚大清当時の仕置其外段々の儀、琉球人に相尋可申上旨被仰出候に付、承届候趣左の通御座候、

一中華の仕置六々條御座候、去子年按するに、享永五年なり、唐江相渡候琉球人板行仕、持届候六論衍義と申書物一冊御座候付差上申候、右の内にて諸事仕置式等の儀相見申候、……右は、松平薩摩守吉貴江就御尋、戸田山城守忠貞の許江按するに、老中なり、被書上候写なり²⁴⁾

六論衍義の和訳

こうして琉球をへて日本に伝わった六論衍義は、当時民衆の教育(教化)に力を入れはじめていた²⁵⁾徳川吉宗により出版されることになるのであるが、以下その事情をみておきたいと思う。吉宗が六論衍義を手に入れたのは前述のごとく享保四年(1719)のことであったが、民衆教化のために役立てるためには、これを和語に書き直す必要があった。その命をはじめて侍講室鳩巢に下したのは享保六年(1721)閏七月十三日のことであった。(このとき以降のことについては室鳩巢の書簡集である兼山秘策による。)

当月十三日木下平三郎同時登城候処、不存寄御前へ被召出、結構の上意冥加至極難有奉存候、先頃以来御尋の儀共有之申上候処、六論衍義と申書物御前より御出し被成、かなにて和らげ可被遊候、如何奉存候哉、宿へ持参仕候て熟覽可仕旨被仰出候、宿へ持参仕候て熟覽可仕旨被仰出候、其故十三日兩人右の書物持参、所存の通申上候、然処に俄に兩人御前へ被召出、……退出以後兵庫殿を以書物御出し被成、兩人の内新助に被仰付候間、此書かなにて和らげ可申旨被仰出候、只今高倉屋敷講釈も御断申上引籠り、右の御用に取掛り罷在候²⁶⁾

ところで、室鳩巢に和訳の命が下ったのは、侍講として吉宗の信頼を得ていたということのみならず、以前に明君家訓(武士向けの教訓書であり、享保六年一月刊行、別名楠諸士教)の刊行といった実績にもとづくものと思われる。ともあれ吉宗による命が下されて以降、鳩巢は六論衍義の和訳に専念することになるのである。兼山秘策によるとその進行状況は次のようであった。八月中旬第一草稿、九月下旬第二草稿を吉宗に提出し、年が明けて享保七年二月下旬跋文序文が完成した。そして三月二十日版行の命が下り、四月吉日鳩巢版六論衍義大意が刊行されるのである(第二表)。ところで六論衍義の和訳になぜほぼ九ヶ月もの時間がかかってしまったのか。それは一つには、范鋳版の六論衍義のなかに中国の俗語

第二表 六論衍義和訳過程

	室 鳩巢 (版)	荻生徂徠 (版)
享保六年		
閏七月	十三日、和訳の命を受く	
八月	中旬、第一草稿完成提出 二十二(または二十三)日、書直しの内一段のみ提出	
九月	二十七日、第二草稿提出	十五日、和点の命を受く 二十三日、上木の命
十月		十一日、序文完成
十一月		二十三日、板行の命
十二月		二十四日、徂徠版出来
享保七年		
二月	二十五日、跋文完成末、序文完成	
三月	二十四日、版行の命	
四月	吉日、鳩巢版出版	

が含まれているために、吉宗がまず荻生徂徠に訓点をつけるように命じたことによる。徂徠版の訓点本は享保六年の九月中に完成してしまうほどの早いできであったが(刊行は同年十二月二十四日)、鳩巢もやはりこの訓点本を利用したであろうと思われる。二つめには、和訳の過程で吉宗と鳩巢との意見対立がしばらく続いたことである。というのは、吉宗はあくまでも大意本を民衆教化のために利用しようと考えていたわけであるから、できるだけ短く、かつ分かりやすくという要求を鳩巢に出し続けていた。

御用の物上中下三冊に書立紙数六七十丁程有之候、先日首尾よく指上候、書仕立並詞つづきよろしく、御近習衆にも御きかせ被成候処何れも感通いたし候、是は御前に御とめ置被成候、但余りくはしく長く候て、末々の者へ御見せ被成候はよいかに候間、短くいたし直し可上の旨重て被仰出、只今又取掛罷在候²⁷⁾

これは鳩巢による第一草稿についてのものであるが、第二草稿についてもなおこうした要求を吉宗が出し続けたため、鳩巢もつい反発せざるを得なかった。

六論衍義最前被仰出候以後、かなにて和らげ上中下三冊に仕立指上候処に、四五日過候て被仰出候は、書の仕立宜敷被思召候、御直にも御覽被成、各へ御聞かせ候也、何も感通仕由申候、然は和らげ様も宜敷と被思

召候、然共思召には是より短く被成度被思召、此度上候は一段の紙数七十程も有之候、一段を三枚位につめ可申、左候はゞ文意達しがたく可有之候間、只今の様に感情うつり申間敷被思召候、とかく人に承候て感じ不申候ては、又詮なき事に被思召候、とかく本書の意を取候て短く致し、且又感情のぬけ不申様に仕見可申候……先は私兵庫頭殿へ申候は余り短く候て紙数無之候ては却て見申者軽く可存候²⁸⁾

この鳩巢書簡によれば、彼はあまり短かくすると意味が通じなくなる、また権威もそこなう、として反発しているのである。だが、吉宗の考えはあくまでも民衆が理解しやすいように、また求めやすいように、ということであった。

重て被仰出候は、成程長く候へば文段の移りもよく、道理もくはしくは候へども、末々御見せ被成度との事に候、然ば三冊共有之候ては、軽者などは求めがたくも可有之候、一冊にて求候も心易候へば、遍く末々も取はやし申筈に被思召候、何程短くても、此度上より被仰付御広も被成と有之候はゞ軽は存まじく候間、とかく短く被成度と被思召候由被仰出候、御意加り候て簡様に手短く被成候儀に候へば、御威光にてはやり可申候²⁹⁾

このような將軍吉宗による要求のために、苦心に苦心をかきかねて、鳩巢は六論衍義の和訳を続けるのである。そして年が明けてやっと和訳が完成するわけだが、六論衍義大意という書名も、教科書としての形態も、すべて吉宗の意に従がわざるをえなかった。

随分簡約に被成度由にて漸かな書四十板程可有之候、六論衍義大意と名付申候、是も御好みに御座候、末に詩毎篇に有之候、詩をば其儘不残日本往來物の様に大きく調させ可申旨被仰出候、是は民家などにて小児の手習仕候物に、幸ひ手本にも仕候様にとの思召にて御座候、今川庭訓の様成類にて、其よりは風教に助け有之物に御座候³⁰⁾

こうして完成した六論衍義大意であるが、完成当初、すなわち享保七年に、江戸市中の熱心な手習い師匠に配布されたということが有徳院殿御実紀(附録巻十及び巻十四)にのっている。

あとがき

以上、中国明清代における六論の展開、及びその琉球、日本への伝来について考察してきたが、以下、いくつかの問題点を指摘しつつこの論文をしめくくりたい。まず第一は、今回の研究が、いわば六論の外面的な考察にと

どまったことである。つまり、六論は家訓、さまざまな解説（六論衍義、六論衍義大意など）として存在したわけであるから、当然、その地域、その時代に規定されざるを得ない面がある。とするならば、六論の各解説の内容的な分析を進めたいうえで、その教育史的な意義、存在理由を再確認する必要がある。第二に、六論の歴史的展開には、——とりわけ中国においては——復活期と衰退期があるわけだが、今後その衰退期にどのような形で維持されていたのかを確認するための新史料が見出されなければならない。そして第三に、各地域において、とりわけ教育史的立場からみて、どのような教育方法がとられたのかをさらに検討しなければならない。

いずれにせよ、日本のみならず、東アジアにおける六論の存在は、きわめて長い期間にわたり、それはいわば近代的教育体制にのこした一つの重い遺産だともいえる。それゆえにこそ、私たちが近代的（公）教育体制の歴史をふりかえってみようとするならば、同時に、この六論に代表される封建的教化の遺産について、もう一度目を向けておかなければならないのではないだろうか。

註

※引用史料中の旧字体、俗字体については、この論文において、できるかぎり新字体に改めてある。

- 1) 『東恩納寛惇全集』第八巻（琉球新報社、1980）
- 2) 田花為雄『朝鮮郷約郷化史の研究 歴史編』（鳴鳳社、1972）
- 3) たとえば、高島嘉右衛門、湯本武比古校正の六論衍義大意（第三版）が明治四十一年四月に、また石橋絢彦により六論衍義大意が東京工手学校において、明治四十四年四月、それぞれ刊行されている。（前掲『東恩納寛惇全集』第八巻中「六論衍義伝」にお

ける刊行目録）

- 4) 宮崎市定『科挙』（中央公論社、1963）p. 29 など。
- 5) 鶴見尚弘「明代における郷村支配」（『岩波講座世界歴史12』、岩波書店、1971）p. 80。
- 6) 『皇明御書』巻之九
- 7) 『明実録』
- 8) 同書
- 9) 問野潜龍『明代文化史研究』（同朋舎、1979）、p. 209
- 10) 『礼部志稿』巻四十五
- 11) 同書
- 12) 『永嘉縣志』巻之六
- 13) 『官刻六論衍義』（享保六年刊の徂徠版訓点本による）
- 14) 曾我部静雄「明太祖六論の伝承について」（『東洋史研究』第二巻第四号、東洋史研究会、京都大学、1953）
- 15) 同論文
- 16) 大村興道「『宣講』の名義について」（『東京学芸大学紀要』第21集、1970）
- 17) 程順則については、伊波普猷『沖繩史の五人』（琉球新報社、1974）に詳しい。
- 18) 前掲、『官刻六論衍義』
- 19) 同書
- 20) 『沖繩県史』第四巻、各論編3（教育）（1966）
- 21) 沼田次郎「江戸時代の貿易と対外関係」（『岩波講座日本歴史13』、岩波書店、1964）
- 22) 『島津国史』巻二十九
- 23) 比嘉春潮『新稿沖繩の歴史』（三一書房、1970）p. 297、
- 24) 『通航一覽』巻二百三十八
- 25) 辻達也『徳川吉宗』（吉川弘文館、1969）など。
- 26) 『兼山秘策』（『日本経済叢書』巻二、同刊公会、大正3）中、享保六年閏七月十九日附鳩巢書簡。
- 27) 同書、同年八月二十四日附鳩巢書簡
- 28) 同書、同年十月十九日附鳩巢書簡
- 29) 同書、同書簡
- 30) 同書、享保七年四月九日附鳩巢書簡